幸田町産業活性化プロジェクト補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、予算の範囲内において幸田町産業活性化プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、産業の活性化並びに農林業及び商工観光に従事する者の育成を図ることを目的とする。

（補助の対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

⑴　町内に住所、事務所、事業所又はほ場を有する者

⑵　次条に規定する事業を行うことにより町内の産業の振興及び発展に寄与する者（前号に掲げる者を除く。）

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

⑴　国、町、他の地方公共団体その他の機関が実施する同様の趣旨の補助金、助成金等の交付を受けているもの。ただし、次条第１項第１号アに掲げる事業については、この限りでない。

⑵　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業を行う者その他社会通念上適切でないと認められる者

⑶　町税等の滞納がある者

⑷　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの者と密接な関係を有しない者

（補助対象事業等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、町内の産業の活性化のために行われる次に掲げる事業とする。

⑴　農業活性化プロジェクト

ア　新規就農事業

イ　農産物等販売促進事業

ウ　農産物等開発事業

エ　経営改善事業

オ　環境推進事業

カ　耕作放棄地活用事業

キ　その他町長が認める事業

⑵　商工観光活性化プロジェクト

ア　創業事業

イ　合理化・拡充事業

ウ　販路拡大事業

エ　事業形態転換・新形態対応事業

オ　人材育成・人材確保事業

カ　特産グルメ開発事業

キ　産業活性化イベント事業

ク　その他町長が認める事業

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

⑴　地域産業活性化への波及効果が低く、恒常的又は将来的な効果が得られない事業

⑵　既存の事業

３　補助対象経費、補助率等は、別表第１及び別表第２のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助金の交付の申請をしようとする者は、幸田町産業活性化プロジェクト補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

⑴　事業書（様式第２号）

⑵　収支計算書（様式第３号）

⑶　その他町長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、１年度につき１回に限り行うことができる。

（補助金の交付の決定）

第５条　町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付の決定をする。この場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第６条　町長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、幸田町産業活性化プロジェクト補助金交付決定通知書（様式第４号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知する。

（申請の取下げ）

第７条　前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して２０日以内に申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の変更等）

第８条　補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、幸田町産業活性化プロジェクト補助金変更交付

申請書（様式第５号）に必要書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の承認については、第５条及び第６条の規定を準用する。この場合において、同条中「幸田町産業活性化プロジェクト補助金交付決定通知書（様式第４号）」とあるのは、「幸田町産業活性化プロジェクト補助金変更交付決定通知書（様式第６号）」と読み替えるものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、幸田町産業活性化プロジェクト補助金実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添え、速やかにを町長に提出しなければならない。

⑴　第４条第１項第１号及び第２号に掲げる書類

⑵　幸田町産業活性化プロジェクト補助金交付決定通知書の写し

⑶　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第１０条　町長は、前条の規定による報告（以下「実績報告」という。）を受けたときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに条件を付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、幸田町産業活性化プロジェクト補助金確定通知書（様式第８号）により補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第１１条　町長は、実績報告を受けた場合において、当該実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

２　第９条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

（補助金の請求及び交付）

第１２条　補助事業者は、第１０条の規定による通知を受けたときは、幸田町産業活性化プロジェクト補助金請求書（様式第９号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定により請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（交付の特例）

第１３条　町長は、補助事業者の申出により補助事業の目的を達成するために特に必要と認める場合には、補助金の交付決定額の２分の１の範囲内において概算払により交付することができる。

２　町長は、前項の概算払の額については同項の申出の都度定めるものとし、当該概算払の額は第６条の規定による通知に併せて通知するものとする。

３　補助事業者は、第１項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第４条第１項

の規定による申請と同時にその旨の申出をしなければならない。この場合において、町長は、

概算払により交付する補助金の額を第６条の規定による通知と併せて通知するものとする。

４　概算払による補助金の交付については、前条の規定を準用する。

（決定の取消し）

第１４条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　法令又はこの要綱若しくはこの要綱の規定により付した条件に違反したとき。

⑵　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

⑶　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第１５条　町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に

関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

（関係書類の整備及び保存）

第１６条　補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しておかなければならない。

（検査等）

第１７条　町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（雑則）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

農業活性化プロジェクト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 備考 |
| 新規就農事業 | 事業を実施するために要する印刷製本費、備品等購入費（汎用性が高く、使用目的が事業のためであることが特定できない物を除く。）、消耗品費、調査及び開発研究費、広告宣伝費、機器等借上料、耕作放棄地活用工事費その他町長が適当と認める経費 | 補助対象経費の２分の１以内。ただし、５０万円を限度とする。 | 農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１４条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者に限る。 |
| 農産物等販売促進事業 | 補助対象経費の２分の１以内。ただし、個人にあっては２０万円、団体にあっては５０万円を限度とする。 | 単なる更新を除く。 |
| 農産物等開発事業 |  |
| 経営改善事業 |  |
| 環境推進事業 |  |
| 耕作放棄地活用事業 | ⑴　耕作放棄地と判定され、又は貸付希望を公的に公表してから３年以上経過した農地で、中間管理権を５年以上設定して継続して耕作するも |
|  |  |  | のに限る。  ⑵　途中で中間管理権の解約を行う場合には、全額を返金すること。 |
| その他町長が認める事業 |  |

別表第２（第３条関係）

商工観光活性化プロジェクト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 備考 |
| 創業事業 | 町内の店舗又は事務所の開設に伴う工事費、備品等購入費、調査及び開発研究費、印刷製本費、広告宣伝費、機器等借上料、委託料、専門家謝金、知的財産等関連経費その他町長が適当と認める経費 | 補助対象経費の２分の１以内。ただし、次に掲げる額を限度とする。  ⑴　新築して創業する場合、２００万円  ⑵　改築して創業する場合、５０万円  ⑶　空き店舗を改修して店舗とする場合、７０万円 | ⑴　経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成２６年経済産業省令第１号）第７条の規定により認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての証明を受けた者に限る。  ⑵　６月以上活用されていない空き店舗又は工場であること。 |
| 合理化・拡充事業 | 事業を実施するために要する工事費、備品等購入費その他町長が適当と認める経費 | 補助対象経費の２分の１以内。ただし、次に掲げる額を限度とする。  ⑴　事業所等を新築する場合、１００万円  ⑵　事業所等を改修する場合、５０万円  ⑶　空き店舗を改修して店舗とする場合、７０万円 | ６月以上活用されていない空き店舗又は工場であること。 |
| 販路拡大事業 | 事業を実施するために要する出展小間料、委 | 補助対象経費の２分の１以内。ただし、２０万円 |  |
|  | 託料、ソフトウェア購入費、印刷製本費、広  告宣伝費、専門家謝金、  知的財産等関連経費その他町長が適当と認める経費 | を限度とする。 |  |
| 事業形態転換・新形態対応事業 | 事業を実施するために要する工事費、備品等購入費、委託料、専門家謝金その他町長が適当と認める経費 | 補助対象経費の２分の１以内。ただし、２０万円を限度とする。 |  |
| 人材育成・人材確保事業 | 事業を実施するために要する講師謝礼金、会場使用料及び研修会・講習会への参加費、合同企業説明会などへの出展に伴う小間料、求人広告媒体等への掲載料その他町長が適当と認める経費 | 補助対象経費の２分の１以内。ただし、２０万円を限度とする。 | 掲載料については、３年に１回限りとする。 |
| 特産グルメ開発事業 | 事業を実施するために要する調査及び開発研究費、広告宣伝費、備  品購入費、印刷製本費、  機器等借上料その他町長が適当と認める経費 | 補助対象経費の２分の１以内。ただし、５０万円を限度とする。 | 町の特産品その他の地域資源を活用するものに限る。 |
| 産業活性化イベント事業 | 事業を実施するために要する会場借上料、印  刷製本費、広告宣伝費、  機器等借上料その他町長が適当と認める経費 | ⑴　定期開催するものに限る。  ⑵　初回開催の経費に限る。 |
| その他町長が認める事業 | 事業を実施するために要する経費で町長が適当と認めるもの |  |